

京都市生活交通バス路線充実等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、主に京都市民の日常生活に必要なバス路線を充実させるための社会実験を実施する民間バス事業者に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 京都市生活交通バス路線充実等補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、民間バス事業者が、主に京都市民の日常生活に必要なバス路線を充実させる目的で、その路線における旅客の需要等を把握し本格的な運行へつなげていくために期間を限定して実施するバス運行に係る社会実験とする。

2 前項の社会実験は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第21条第2項の規定に基づく運行事業として、以下に掲げるいずれかの形態により行うものとする。

- (1) 新たなバス路線の開設
- (2) 既存バス路線の延伸
- (3) 既存バス路線の経路変更
- (4) 既存バス路線の増便

(社会実験の対象路線)

第3条 前条の社会実験の対象となるバス路線は、以下の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 毎日2回以上運行すること（前条第2項（2）又は（3）にあつては、新たに延伸又は経路変更を行う区間を対象とする）
- (2) 路線内のいずれかの停留所が、鉄道駅、主要バスターミナル又は他のバス停留所と結節すること

(社会実験の要件)

第4条 第2条の社会実験は、その対象となる地域において、日常生活に必要なものとして充実すべきバス路線である、という合意が形成されていることを要件とする。

2 前項の合意形成とは、地域住民、民間バス事業者及びその対象となる地域を所管する区役所・支所等の行政機関が参画し、対象となる地域における公共交通の在り方を議論する会議体の中で、社会実験の目標設定やモビリティ・マネジメントの実施決定がなされている状態をいう。

(社会実験の期間等)

第5条 第2条の社会実験の実施期間は、第8条の規定に基づき補助金の交付を申請しようとする年度内とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条の社会実験については、一定期間継続して実施することが目的達成のために効果的であると市長が認める場合には、社会実験開始月から通算し36箇月を限度として継続実施することができる。その場合、第8条の規定に基づく補助金の交付申請については、会計年度ごとに行うものとする。

(補助対象事業者)

第6条 補助金の交付の対象となる民間バス事業者（以下「対象バス事業者」という。）は、以下の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同法第21条第2項の規定に基づく運行事業を営業者
- (2) 第4条第2項に定める会議体に参画し、実際に社会実験に係る旅客運送を担う者
- (3) 事業を実施するうえで各種法令を遵守している者

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、社会実験を実施するために必要な経費のうち次の各号に掲げるもの（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、いずれも、予算の範囲内で交付する。ただし、国、京都府等他の補助金等の制度を併用する場合は、あらかじめその額を減じるものとする。

- (1) バス利用促進のためのモビリティ・マネジメントに係る経費（上限100万円の範囲内で全額を補助）
- (2) バス運行計画の作成に係る経費（第3号と合わせ上限400万円の範囲内で経費に5分の4を乗じて得た額を補助）
- (3) バス停留所標柱等の地上案内設備やバス車上案内設備の設置・更新等に係る経費（経費に5分の4を乗じて得た額を補助）
- (4) バス車両の調達経費（上限400万円の範囲内で全額を補助）

2 前項の規定にかかわらず、道路走行環境のため使用車両が限定されるとともに、鉄道駅又は主要バスターミナルと結節するに当たり、既存バス路線との調整を図る必要があることから運行区間等の設定に制約が生じると市長が特に認めた場合にあっては、補助対象経費及び補助金の額は、社会実験を実施するために必要な経費のうち次の各号に掲げるもの（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、いずれも、予算の範囲内で交付する。ただし、国、京都府等他の補助金等の制度を併用する場合は、あらかじめその額を減じるものとする。

- (1) バス利用促進のためのモビリティ・マネジメントに係る経費（上限100万円の範囲内で全額を補助）
- (2) バス運行計画の作成に係る経費（第3号と合わせ上限400万円の範囲内で経費に5分の4を乗じて得た額を補助）
- (3) バス停留所標柱等の地上案内設備やバス車上案内設備の設置・更新等に係る経費（経費に5分の4を乗じて得た額を補助）
- (4) バス車両の調達経費（上限300万円の範囲内で全額を補助。ただし、市長が特に認めた場合にあっては、補助対象事業の初年度に、バス車両の調達経費に係る一補助対象事業あたりの上限額である900万円の範囲内で全額を補助）

(5) バス運行に係る経費（上限1,000万円の範囲内で全額を補助）

3 第1項第3号、第4号及び前項第3号、第4号に掲げる経費については、第4条の要件を満たしている場合、申請に基づき、社会実験の開始日より前に交付することができる。ただし、申請後6箇月を経過しても社会実験が開始されない場合、市長は、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 消費税法の規定に基づき課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助対象者である場合は、補助対象経費に係る消費税相当額は補助対象費用に含めることができない。

（補助金の交付の申請）

第8条 条例第9条の規定による申請を行おうとする対象バス事業者は、社会実験を実施しようとする月の1箇月前までに、京都市生活交通バス路線充実等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

(1) 事業実施計画書（第2号様式）

(2) 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条に基づき作成された前事業年度の事業報告書

(3) 既存バス路線の延伸、増便又は経路変更の場合、当該路線に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条に基づき作成された前事業年度の輸送実績報告書

(4) 社会実験のバス路線が分かる地図

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第9条 市長は、前条による補助金の交付申請を受けたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、条例第12条第1項の規定に基づき、京都市生活交通バス路線充実等補助金交付決定通知書（第3号様式）により、対象バス事業者に通知するものとする。

2 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第10条 条例第13条の規定による申請の取下げを行おうとする対象バス事業者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更申請等及び通知）

第11条 対象バス事業者は、第9条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ京都市生活交通バス路線充実等補助金交付決定変更承認申請書（第4号様式）又は京都市生活交通バス路線充実等補助事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であって、補助金の額に変更を生じないもの又は第7条の（1）から（4）それぞれにおいて変更が生じる補助金の額がいずれも交付予定額の20%以内であるものをいう。

3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都市生活交通バス路線充実等補助金変更交付決定通知書（第6号様式）又は京都市生活交通バス路線充実等補助事業中止（廃止）承認通知書（第7号様式）により、対象バス事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 対象バス事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、京都市生活交通バス路線充実等補助事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

（1）事業実施報告書（第9号様式）

（2）補助対象事業に係る支出明細書及び領収書等

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、対象バス事業者から前条による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都市生活交通バス路線充実等補助金額確定通知書（第10号様式）により、対象バス事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 対象バス事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに京都市生活交通バス路線充実等補助金支払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第15条 対象バス事業者は、補助金で取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第16条 対象バス事業者は、取得財産等について、条例第31条第1項に規定されている処分の制限を受けるものとする。

2 対象バス事業者は、条例第31条第1項に基づく市長の承認を受けようとするときは、京都市生活交通バス路線充実等補助事業取得財産等処分承認申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者が前項の規定による市長の承認を受けて取得財産等の処分をした場合において、市長は、当該補助事業者に交付した補助金の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、事業者の責に帰さない事由により処分する等、市長がやむを得ないと認める場合にはこの限りではない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年2月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。